

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)

目次

- ◇訓令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 昭和三十二年鳥取県工業統計調査要綱
肝てつ検査等の実施
解除予定の保安林にする旨の通知
- 狩猟鳥獣の捕獲禁止
道路の供用の開始
道路の位置の指定
- ◇教委告示 臨時教育委員会の会議の招集

訓令

鳥取県訓令第四号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を

次のように改正する。

第五条の三を次のように改める。

第五条の三 第五条第一項の規定にかかわらず、広報文書課長の承認を得た場合は、公印の刷込み使用をすることができる。

附則

この訓令は、昭和四十二年十一月二十四日から施行する。

告示

鳥取県告示第七百三十九号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和四十二年鳥取県工業統計調査要綱を次のように定める。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的

県内の中小企業の構造を明らかにして、中小企業対策の資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間及び時点

調査の期間は、昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日までとし、調査の時点は、昭和四十二年十二月三十一日現在とする。

三 調査の範囲

昭和二十六年統計委員会告示第六号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条の規定に基く産業分類の名称及び分類表）による大分類F I製造業に属する事務所、通商産業

大臣が行なう工業統計調査の対象となるものうち、従業者が四人から十九人までのものについて行なう。

四 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行なう。

- 1 事業所名
- 2 事業所の所在地
- 3 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
- 4 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

五 調査の方法

通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配布する厚紙、薄紙各一枚の調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

六 調査票の提出期限

昭和四十三年一月十日

七 公表

調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第七百四十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第本条の規定に基づき牛の所有者に対して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

- 1 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 2 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表

肝てつ検査及び肝てつ駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月七日	日野町	本郷、下榎、安原検診場
" 八日	"	上菅、下菅、下黒坂 "
" 十二日	日南町	上石見、山根、神戸上 "
" 十三日	"	宗金、野田、市場 "
" 十四日	"	大原、東野原 "
" 十五日	"	上花口、下花口 "
" 十八日	江府町	西成、袋原、大河原 "
" 十九日	"	栗尾、宮市、貝田 "
" 二十日	溝口町	富江、籠原、大滝 "
" 二十二日	"	大内、福永、添谷 "

鳥取県告示第七百四十一号

。次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字大山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字西鴨（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第三項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類

オスイタチ

二 捕獲禁止区域

東伯郡赤碓町、東伯町及び大栄町の区域

三 捕獲禁止期間

昭和四十二年十二月一日から

昭和四十七年十一月三十日まで

鳥取県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年十一月二十四日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年十一月二十四日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	区間	供用開始の期日
県道 米子境線	境港市竹内町字煤竹場三五六五の二番地 先から " " 上道町字瀬向二、七五の二番地先 まで	昭和四十二年十月二十六日

鳥取県告示第七百四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十一月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市大杵一八〇 山田忠徳	鳥取市大杵字横長 二六二の二の一部 二六四の一部 二六五の一部 二六六の一部 二六七の一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 一六六・三〇メートル
	岩美郡国府町大字奥谷字宝蔵免 三七一の一九 三七三の二五	
	鳥取市大杵字横長 三七一の一九地先水路 三七三の二五地先水路	
	鳥取市大杵字横長 二六二の二地先農道 二六六地先農道	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 日時 昭和四十二年十一月二十九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

〔定価 一部一箇月三百円（送料を含む）〕